

令和5年第1回

# 石川県議会定例会議案

(その二)



## 目 次

議案番号	件 名	頁
議案第2号	令和5年度石川県一般会計予算	1
議案第3号	令和5年度石川県証紙特別会計予算	15
議案第4号	令和5年度石川県土地取得特別会計予算	17
議案第5号	令和5年度石川県国民健康保険特別会計予算	19
議案第6号	令和5年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	21
議案第7号	令和5年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算	23
議案第8号	令和5年度石川県林業改善資金特別会計予算	25
議案第9号	令和5年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計予算	27
議案第10号	令和5年度石川県公営競馬特別会計予算	29
議案第11号	令和5年度石川県港湾整備特別会計予算	33
議案第12号	令和5年度石川県育英資金特別会計予算	37
議案第13号	令和5年度石川県公債管理特別会計予算	39
議案第14号	令和5年度石川県立中央病院事業会計予算	43
議案第15号	令和5年度石川県立こころの病院事業会計予算	47
議案第16号	令和5年度石川県港湾土地造成事業会計予算	49
議案第17号	令和5年度石川県流域下水道事業会計予算	51
議案第18号	令和5年度石川県水道用水供給事業会計予算	53



## 議案第 2 号

# 令和 5 年度石川県一般会計予算

令和 5 年度の石川県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ617,094,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 令和 5 年度石川県一般会計歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は45,000,000千円と定める。ただし、借入金額には起債前借及び当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 21 日 提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和5年度石川県一般会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 県 税		千円 156,400,000
	1 県 民 税	47,989,600
	2 事 業 税	38,840,000
	3 地 方 消 費 税	36,100,000
	4 不 動 産 取 得 税	2,840,000
	5 県 た ば こ 税	1,240,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	500,000
	7 軽 油 引 取 税	9,730,000
	8 自 動 車 税	18,380,000
	9 鉦 区 税	400
	10 狩 猟 税	10,000
	11 核 燃 料 税	770,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		59,700,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	59,700,000
3 地 方 讓 与 税		21,740,000
	1 特 別 法 人 事 業 讓 与 税	19,700,000
	2 地 方 揮 発 油 讓 与 税	1,710,000
	3 石 油 ガ ス 讓 与 税	70,000
	4 自 動 車 重 量 讓 与 税	189,000
	5 森 林 環 境 讓 与 税	60,000

款	項	金額
	6 航空機燃料譲与税	11,000 <sup>千円</sup>
4 地方特例交付金		750,000
	1 地方特例交付金	750,000
5 地方交付税		134,800,000
	1 地方交付税	134,800,000
6 交通安全対策特別交付金		220,000
	1 交通安全対策特別交付金	220,000
7 分担金及び負担金		2,955,210
	1 分担金	167,266
	2 負担金	2,787,944
8 使用料及び手数料		7,200,308
	1 使用料	5,572,680
	2 手数料	1,627,628
9 国庫支出金		100,577,972
	1 国庫負担金	31,818,868
	2 国庫補助金	67,604,003
	3 国庫委託金	1,155,101
10 財産収入		457,109
	1 財産運用収入	214,511
	2 財産売払収入	242,598
11 寄附金		407,100
	1 寄附金	407,100
12 繰入金		12,818,547

款	項	金額
	1 特別会計繰入金	83,878 <small>千円</small>
	2 基金繰入金	12,734,669
<b>13 繰越金</b>		<b>1</b>
	1 繰越金	1
<b>14 諸収入</b>		<b>64,222,753</b>
	1 延滞金、加算金及び過料等	194,112
	2 県預金利子	341
	3 貸付金元利収入	47,836,697
	4 受託事業収入	6,090,826
	5 収益事業収入	3,800,000
	6 雑収入	6,300,777
<b>15 県債</b>		<b>54,845,000</b>
	1 県債	54,845,000
<b>歳入合計</b>		<b>617,094,000</b>



歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,156,499
	1 議 会 費	1,156,499
2 総 務 費		91,766,825
	1 総 務 管 理 費	12,376,005
	2 徴 税 費	75,692,112
	3 市 町 村 振 興 費	1,059,895
	4 選 挙 費	489,674
	5 防 災 救 助 費	1,863,271
	6 人 事 委 員 会 費	96,329
	7 監 査 委 員 費	189,539
3 企 画 振 興 費		16,636,553
	1 企 画 振 興 費	16,636,553
4 県 民 文 化 ス ポ ー ツ 費		7,076,179
	1 県 民 費	1,030,395
	2 文 化 ス ポ ー ツ 費	6,045,784
5 健 康 福 祉 費		133,710,517
	1 高 齢 者 福 祉 費	39,233,713
	2 子 育 て 福 祉 費	17,562,162
	3 障 害 福 祉 費	12,410,266
	4 地 域 福 祉 費	13,824,186
	5 健 康 推 進 費	14,555,937
	6 生 活 衛 生 費	1,443,537

款	項	金額
	7 医 薬 看 護 費	34,680,716 <sup>千円</sup>
6 生 活 環 境 費		<b>2,883,670</b>
	1 生 活 環 境 費	2,883,670
7 商 工 労 働 費		<b>41,699,880</b>
	1 商 工 費	40,082,649
	2 労 働 費	1,534,021
	3 労 働 委 員 会 費	83,210
8 観 光 費		<b>8,379,689</b>
	1 観 光 戦 略 推 進 費	8,379,689
9 農 林 水 産 業 費		<b>38,870,672</b>
	1 農 業 費	17,562,038
	2 畜 産 業 費	999,265
	3 農 地 費	10,964,525
	4 林 業 費	5,834,214
	5 水 産 業 費	3,510,630
10 土 木 費		<b>63,487,126</b>
	1 土 木 管 理 費	569,040
	2 道 路 橋 り よ う 費	37,075,240
	3 河 川 海 岸 費	11,657,503
	4 港 湾 費	4,094,201
	5 都 市 計 画 費	7,913,647
	6 建 築 住 宅 費	2,177,495
11 警 察 費		<b>24,753,721</b>

款	項	金 額
	1 警 察 管 理 費	22,748,949 <small>千円</small>
	2 警 察 活 動 費	2,004,772
<b>12 教 育 費</b>		<b>95,032,712</b>
	1 教 育 総 務 費	13,129,986
	2 小 中 学 校 費	50,205,966
	3 高 等 学 校 費	21,744,556
	4 特 別 支 援 学 校 費	8,673,665
	5 社 会 教 育 費	1,094,216
	6 保 健 体 育 費	184,323
<b>13 災 害 復 旧 費</b>		<b>7,011,393</b>
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	3,051,293
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,960,100
<b>14 公 債 費</b>		<b>84,428,564</b>
	1 公 債 費	84,428,564
<b>15 予 備 費</b>		<b>200,000</b>
	1 予 備 費	200,000
<b>歳 出</b>	<b>合 計</b>	<b>617,094,000</b>

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
人 事 管 理 事 務 費	令 和 6 年 度 令 和 7 年 度	千円 6,000
地 震 被 害 想 定 調 査 費	令 和 6 年 度	84,000
西 部 緑 地 公 園 陸 上 競 技 場 整 備 費	令 和 6 年 度	72,000
石川県産業創出支援機構が行ういしかわフロンティアラボ整備事業に係る融資金の損失補償	自 至 令 和 5 年 度 令 和 24 年 度	76,000千円及び延納利息相当額
中小企業再生・事業転換支援保証についての石川県信用保証協会との損失補償契約に伴う損失補償	自 至 令 和 5 年 度 令 和 22 年 度	544,000
経営安定支援融資保証等についての石川県信用保証協会との損失補償契約に伴う損失補償	自 至 令 和 5 年 度 令 和 17 年 度	316,000
ニッチトップ企業等育成支援保証についての石川県信用保証協会との損失補償契約に伴う損失補償	自 至 令 和 5 年 度 令 和 22 年 度	64,000
首都圏アンテナショップ機能強化事業費	自 至 令 和 6 年 度 令 和 10 年 度	286,000
令和5年度離職者等高度人材養成推進事業費	令 和 6 年 度 令 和 7 年 度	202,272
森 林 公 園 魅 力 ア ッ プ 整 備 費	令 和 6 年 度	84,000
関 西 圏 情 報 発 信 拠 点 事 業 費	自 至 令 和 6 年 度 令 和 10 年 度	67,000
石川県林業公社が行う造林事業に係る融資金の損失補償	自 至 令 和 5 年 度 令 和 61 年 度	日本政策金融金庫から貸付けを受ける1,480,000千円の元利金(遅延損害金を含む)及び損失補償契約に定める損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息
漁 業 調 査 指 導 船 建 造 費	令 和 6 年 度 令 和 7 年 度	1,540,000
令 和 5 年 度 道 路 建 設 費	令 和 6 年 度 令 和 7 年 度	6,383,000
令 和 5 年 度 道 路 整 備 費	令 和 6 年 度 令 和 7 年 度	1,166,000
令 和 5 年 度 河 川 改 良 費	自 至 令 和 6 年 度 令 和 10 年 度	5,350,000
令 和 5 年 度 河 川 総 合 開 発 事 業 費	令 和 6 年 度	660,000
令 和 5 年 度 海 岸 保 全 費	令 和 6 年 度	170,000
令 和 5 年 度 街 路 事 業 費	令 和 6 年 度	360,000
令 和 5 年 度 公 園 整 備 費	令 和 6 年 度	62,000
電 子 計 算 装 置 管 理 費	自 至 令 和 6 年 度 令 和 11 年 度	235,000

事 項	期 間	限 度 額
いしかわ特別支援学校高等部新校舎整備費	令 和 6 年 度	<small>千円</small> 6,217,000

議案第二号 令和五年度石川県一般会計予算 債務負担行為

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童福祉費	2,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
子ども交流センター費	59,000			
身体障害者福祉費	3,000			
知的障害者福祉費	39,000			
精神障害者福祉費	28,000			
保健所費	16,000			
薬事衛生指導費	1,023,000			
自然環境費	36,000			
中小企業振興費	19,000			
工業試験場費	37,000			
産業技術専門校費	1,000			
観光振興費	275,000			
国際交流費	42,000			
農業総務費	30,000			
畜産総務費	13,000			
畜産振興費	1,000			
農業農村整備事業費	1,705,000			
農地防災事業費	476,000			
国直轄土地改良事業費負担金	985,000			
造林費	4,000			
林道費	290,000			
治山費	593,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国直轄治山事業費負担金	78,000 <sup>千円</sup>			
水産業振興費	601,000			
漁港管理費	2,000			
漁港建設費	292,000			
水産総合センター費	46,000			
道路建設費	8,185,000			
道路整備費	4,569,000			
国直轄道路事業費負担金	4,067,000			
河川改良費	2,637,000			
国直轄河川事業費負担金	629,000			
河川総合開発事業費	53,000			
河川整備費	174,000			
砂防地すべり対策費	1,314,000			
国直轄砂防事業費負担金	621,000			
砂防地すべり防止施設整備費	130,000			
海岸保全費	269,000			
国直轄海岸事業費負担金	254,000			
港湾管理費	716,000			
港湾改良費	532,000			
国直轄港湾事業費負担金	613,000			
街路事業費	557,000			
都市計画整備費	32,000			
公園整備費	853,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設費	539,000			
警察施設費	286,000			
運転免許費	13,000			
交通指導取締費	724,000			
事務局管理費	2,000			
教員総合研修センター費	25,000			
高等学校整備費	1,219,000			
特別支援学校整備費	541,000			
社会教育振興費	8,000			
文化財保護費	42,000			
耕地災害復旧事業費	10,000			
林地荒廃防止施設 災害復旧事業費	57,000			
林道災害復旧事業費	55,000			
漁港災害復旧事業費	26,000			
土木施設災害復旧費	1,188,000			
国直轄災害復旧費負担金	40,000			
港湾災害復旧費	95,000			
県単土木災害復旧費	40,000			
一般管理費	125,000			
財産管理費	251,000			
防災総務費	77,000			
交通対策費	11,621,000			
国直轄空港事業費負担金	204,000			



起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化振興費	26,000 <small>千円</small>			
スポーツ振興費	138,000			
歴史博物館費	192,000			
臨時財政対策費	4,400,000			
計	54,845,000			



## 議案第 3 号

### 令和 5 年度石川県証紙特別会計予算

令和 5 年度の石川県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,159,526千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 令和 5 年度石川県証紙特別会計歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 21 日 提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和5年度石川県証紙特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 証紙収入		千円 3,159,525
	1 証紙収入	3,159,525
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		3,159,526

歳出

款	項	金額
1 証紙管理費		千円 3,159,526
	1 証紙管理費	3,159,526
歳出合計		3,159,526

議案第三号 令和五年度石川県証紙特別会計予算

## 議案第 4 号

# 令和 5 年度石川県土地取得特別会計予算

令和 5 年度の石川県土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,091千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 令和 5 年度石川県土地取得特別会計歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 21 日 提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和5年度石川県土地取得特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 6,090
	1 財産運用収入	6,090
2 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		6,091

歳出

款	項	金額
1 土地取得費		千円 6,091
	1 土地取得費	6,091
歳出合計		6,091

議案第四号 令和5年度石川県土地取得特別会計予算

## 議案第 5 号

### 令和 5 年度石川県国民健康保険特別会計予算

令和 5 年度の石川県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96,827,583千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 令和 5 年度石川県国民健康保険特別会計歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 21 日 提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和5年度石川県国民健康保険特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 27,934,982
	1 負担金	27,934,982
2 国庫支出金		25,386,333
	1 国庫負担金	17,981,192
	2 国庫補助金	7,405,141
3 財産収入		84
	1 財産運用収入	84
4 繰入金		6,214,964
	1 繰入金	6,214,964
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		37,291,219
	1 交付金	37,291,219
歳入合計		96,827,583

歳出

款	項	金額
1 健康福祉費		千円 96,827,583
	1 国民健康保険費	96,827,583
歳出合計		96,827,583



## 議案第 6 号

### 令和 5 年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 5 年度の石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,250千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 令和 5 年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 21 日 提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和5年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 250
	1 繰入金	250
2 貸付金元利収入		77,769
	1 貸付金元利収入	77,769
3 繰越金		57,031
	1 繰越金	57,031
4 諸収入		5,200
	1 雑収入	5,200
歳入合計		140,250

歳出

款	項	金額
1 健康福祉費		千円 140,250
	1 母子父子寡婦福祉資金費	140,250
歳出合計		140,250

議案第六号 令和5年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

## 議案第 7 号

### 令和 5 年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

令和 5 年度の石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ285,485千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 令和 5 年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 21 日 提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和5年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 781
	1 繰入金	781
2 貸付金元利収入		237,692
	1 貸付金元利収入	237,692
3 繰越金		45,012
	1 繰越金	45,012
4 諸収入		2,000
	1 雑収入	2,000
歳入合計		285,485

歳出

款	項	金額
1 商工労働費		千円 285,485
	1 中小企業近代化促進費	285,485
歳出合計		285,485

議案第七号 令和5年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

## 議案第8号

### 令和5年度石川県林業改善資金特別会計予算

令和5年度の石川県林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76,396千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和5年度石川県林業改善資金特別会計歳入歳出予算」による。

令和5年2月21日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和5年度石川県林業改善資金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 1,395
	1 繰入金	1,395
2 貸付金元利収入		120
	1 貸付金元利収入	120
3 繰越金		74,878
	1 繰越金	74,878
4 諸収入		3
	1 雑収入	3
歳入合計		76,396

歳出

款	項	金額
1 農林水産業費		千円 76,395
	1 林業改善資金費	76,395
2 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		76,396

議案第八号 令和5年度石川県林業改善資金特別会計予算

## 議案第9号

### 令和5年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和5年度の石川県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80,961千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和5年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出予算」による。

令和5年2月21日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和5年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 960
	1 繰入金	960
2 貸付金元利収入		5,282
	1 貸付金元利収入	5,282
3 繰越金		74,718
	1 繰越金	74,718
4 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		80,961

歳出

款	項	金額
1 農林水産業費		千円 80,960
	1 沿岸漁業改善資金費	80,960
2 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		80,961

議案第九号 令和5年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計予算



## 議案第10号

# 令和5年度石川県公営競馬特別会計予算

令和5年度の石川県公営競馬特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,063,443千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和5年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年2月21日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和5年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 収益事業収入		千円 24,348,047
	1 収益事業収入	24,348,047
2 使用料及び手数料		5,101
	1 手数料	5,101
3 財産収入		130,201
	1 財産運用収入	130,197
	2 財産売却収入	4
4 繰入金		340,794
	1 繰入金	340,794
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1,239,299
	1 雑収入	1,239,299
歳入合計		26,063,443

歳出

款	項	金額
1 公営競馬費		千円 26,063,443
	1 公営競馬費	26,010,037
	2 公債費	53,406
歳出合計		26,063,443

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
自動発売払戻機更新費	自 令和6年度 至 令和11年度	166,000 <small>千円</small>
携帯電話等通信抑止装置整備費	自 令和6年度 至 令和11年度	43,000

議案第十号 令和五年度石川県公営競馬特別会計予算



## 議案第11号

# 令和5年度石川県港湾整備特別会計予算

令和5年度の石川県港湾整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,764,954千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和5年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年2月21日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和5年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 339,188
	1 使用料	339,188
2 繰入金		186,833
	1 繰入金	186,833
3 諸収入		60,933
	1 雑収入	60,933
4 県債		1,178,000
	1 県債	1,178,000
歳入合計		1,764,954

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費		千円 1,764,954
	1 管理費	142,189
	2 整備費	593,000
	3 公債費	1,029,765
歳出合計		1,764,954

議案第十一号 令和五年度石川県港湾整備特別会計予算

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	千円 1,178,000	普通貸借又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入先の融通条件によ る。ただし、県財政その他 の都合により、据置期間 及び償還期限を短縮し、借 若しくは繰上償還又は 繰上償還することができ る。
計	1,178,000			

議案第十一号 令和五年度石川県港湾整備特別会計予算





## 議案第12号

### 令和5年度石川県育英資金特別会計予算

令和5年度の石川県育英資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ245,790千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和5年度石川県育英資金特別会計歳入歳出予算」による。

令和5年2月21日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和5年度石川県育英資金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		1,607 <sup>千円</sup>
	1 財産運用収入	1,607
2 繰入金		17,010
	1 繰入金	17,010
3 貸付金元利収入		207,137
	1 貸付金元利収入	207,137
4 繰越金		5,234
	1 繰越金	5,234
5 寄附金		2,500
	1 寄附金	2,500
6 諸収入		12,302
	1 雑収入	12,302
歳入合計		245,790

歳出

款	項	金額
1 教育費		245,790 <sup>千円</sup>
	1 育英資金費	245,790
歳出合計		245,790

議案第十二号 令和五年度石川県育英資金特別会計予算

## 議案第13号

# 令和5年度石川県公債管理特別会計予算

令和5年度の石川県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ209,686,842千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和5年度石川県公債管理特別会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年2月21日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和5年度石川県公債管理特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 84,298,842
	1 繰入金	84,298,842
2 県債		125,388,000
	1 県債	125,388,000
歳入合計		209,686,842

歳出

款	項	金額
1 公債費		千円 209,686,842
	1 公債費	209,686,842
歳出合計		209,686,842

議案第十三号 令和五年度石川県公債管理特別会計予算

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公債費	千円 125,388,000	普通貸借又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入先の融通条件によ る。ただし、県財政その他 の都合により、据置期間 及び償還期限を短縮し、借 若しくは繰上償還又は 繰上償還が できる。
計	125,388,000			

議案第十三号 令和五年度石川県公債管理特別会計予算



## 議案第14号

## 令和5年度石川県立中央病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度の石川県立中央病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

一般病床	630床
------	------

(2) 年間延患者数

入院患者	135,248人	外来患者	251,497人
------	----------	------	----------

(3) 1日平均患者数

入院患者	370人	外来患者	1,035人
------	------	------	--------

(4) 主要な建設改良事業

医療器械等購入費	2,439,400千円
----------	-------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	25,733,460千円
------------	--------------

第1項 医業収益	21,504,459千円
----------	--------------

第2項 医業外収益	1,722,080千円
-----------	-------------

第3項 特別利益	2,506,921千円
----------	-------------

支 出

第1款 病院事業費用	25,184,433千円
------------	--------------

第1項 医業費用	24,858,895千円
----------	--------------

第2項 医業外費用	325,518千円
-----------	-----------

第3項 特別損失	20千円
----------	------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,144,600千円は、過年度分損益勘定留保資金1,137,432千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,168千円で補てんするものとする）。

収 入

第1款 資本的収入	3,642,023千円
第1項 企業債	2,425,000千円
第2項 他会計負担金	1,214,613千円
第3項 国庫補助金	2,400千円
第4項 固定資産売却代金	10千円

支 出

第1款 資本的支出	4,786,623千円
第1項 病院建設改良費	2,439,400千円
第2項 企業債償還金	2,347,223千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度医療機器 保守業務委託費	自 令和7年度 至 令和12年度	431,000千円
資産購入費	令 和 6 年 度	1,420,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
資産購入費	2,425,000 <small>千円</small>	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	10,390,104千円
-------	--------------

(他会計からの補助金)

第9条 病院の運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、174,315千円である。



(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、9,021,340千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療器械	手術用顕微鏡	一式
電子計算機	医療情報総合システム	一式

令和5年2月21日提出

石川県知事 馳 浩



## 議案第15号

## 令和5年度石川県立こころの病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度の石川県立こころの病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

精神病床	400床
------	------

(2) 年間延患者数

入院患者	123,954人	外来患者	29,123人
------	----------	------	---------

(3) 1日平均患者数

入院患者	339人	外来患者	120人
------	------	------	------

(4) 主要な建設改良事業

医療器械等購入費	65,214千円
管理診療棟整備費	401,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	3,444,778千円
第1項 医業収益	2,357,795千円
第2項 医業外収益	1,086,973千円
第3項 特別利益	10千円

支 出

第1款 病院事業費用	3,361,613千円
第1項 医業費用	3,282,069千円
第2項 医業外費用	68,786千円
第3項 特別損失	10,758千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額191,856千円は、過年度分損益勘定留保資金191,009千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額847千円で補てんするものとする）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	657,011千円
第1項 企 業 債	466,000千円
第2項 他 会 計 負 担 金	191,001千円
第3項 固 定 資 産 売 却 代 金	10千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	848,867千円
第1項 病 院 建 設 改 良 費	466,214千円
第2項 企 業 債 償 還 金	382,653千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
資 産 購 入 費	65,000 <small>千円</small>	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	8.5%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	政府資金についてはその融 通条件により、銀行その他 の場合においてはその債権 者と協定した融通条件によ る。
施 設 整 備 費	401,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、900,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 2,275,349千円

(他会計からの補助金)

第8条 病院の運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、34,104千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、368,356千円と定める。

令和5年2月21日提出

石川県知事 馳 浩

## 議案第16号

## 令和5年度石川県港湾土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度の石川県港湾土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地売却

地区名	売却面積
大田工業用地	1,000m <sup>2</sup>

(2) 土地貸付

地区名	貸付面積
大浜用地	49m <sup>2</sup>
大田工業用地	1,563m <sup>2</sup>
湊町都市再開発用地	3,684m <sup>2</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 港湾土地造成事業収益	12,727千円
第1項 営業収益	10,000千円
第2項 営業外収益	2,727千円

支出

第1款 港湾土地造成事業費用	8,385千円
第1項 営業費用	8,375千円
第2項 営業外費用	10千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、884,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

令和5年2月21日提出

石川県知事 馳 浩



## 議案第17号

## 令和5年度石川県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度の石川県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市数	6市
(2) 年間総処理水量	31,994,000m <sup>3</sup>
(3) 1日平均処理水量	87,415m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
流域下水道建設事業費	3,625,713千円
(うち債務負担行為額)	2,256,000千円)

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 流域下水道事業収益	3,671,183千円
第1項 営業収益	1,796,896千円
第2項 営業外収益	1,874,287千円

支 出

第1款 流域下水道事業費用	3,497,127千円
第1項 営業費用	3,357,905千円
第2項 営業外費用	139,222千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額520,915千円は、過年度分損益勘定留保資金356,889千円、当年度分損益勘定留保資金150,161千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,865千円で補てんするものとする）。

収 入

第1款 資本的収入	1,365,000千円
第1項 企業債	317,000千円
第2項 国庫補助金	794,500千円
第3項 建設負担金	252,750千円
第4項 他会計補助金	750千円

支 出

第1款 資本的支出	1,885,915千円
第1項 建設改良費	1,369,713千円
第2項 企業債償還金	516,202千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度加賀沿岸流域下水道(梯川処理区)事業費	令和6年度 令和7年度	1,446,000千円
令和5年度犀川左岸流域下水道事業費	令和6年度 令和7年度	810,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	317,000	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,200,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 74,824千円

(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道事業の運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、258,103千円である。

令和5年2月21日提出

石川県知事 馳 浩



## 議案第18号

## 令和5年度石川県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度の石川県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 1日最大給水量	243,860 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(2) 年間有収水量	53,405,340 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(3) 主要な建設改良事業	
固定資産改良費	782,376千円
(うち債務負担行為額)	393,000千円)
送水施設建設改良事業費	4,540,000千円
(うち債務負担行為額)	500,000千円)

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道用水供給事業収益	6,217,994千円
第1項 営業収益	5,845,947千円
第2項 営業外収益	372,047千円

支 出

第1款 水道用水供給事業費用	5,634,325千円
第1項 営業費用	5,588,058千円
第2項 営業外費用	46,267千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,624,620千円は、過年度分損益勘定留保資金2,041,314千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額583,306千円で補てんするものとする)。

収 入

第1款 資本的収入	4,429,000千円
第1項 企業債	4,429,000千円

支 出

第1款 資本的支出	7,053,620千円
第1項 建設改良費	4,429,376千円

第2項 企業債償還金 2,618,244千円

第3項 他会計借入金償還金 6,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
既存送水管等修繕費	令和6年度 令和7年度	970,000千円
固定資産改良費	令和6年度	393,000千円
送水施設建設改良事業費	令和6年度	500,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
固定資産改良費	千円 389,000	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。
送水施設建設改良事業費	4,040,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 404,545千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、190,156千円と定める。

令和5年2月21日提出

石川県知事 馳 浩